

愛媛県教育委員会 8 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 2 時 00 分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長	高岡哲也	委員	関 啓三	委員	北須賀逸雄
委員	畠山千愛	委員	田坂文明	委員	山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長	黒田 敬	指導部長	川本昌宏
教育総務課長	栗田 謙	施設厚生室長	加藤 剛
社会教育課長	岡田博之	文化財保護課長	廣田 聡
保健体育課長	近藤博隆	義務教育課長	川崎洋幸
高校教育課長	中井賢哉	高校教育課魅力化推進監	野村竜也
高校教育課財務指導監	渡部和宏	人権教育課長	竹縄浩二
特別支援教育課長	壽海雅彦	高校教育課主幹	松田智也
保健体育課指導主事	上田耕太郎	高校教育課担当係長	八木康行
高校教育課担当係長	森 洋明	高校教育課指導主事	名本雅一
高校教育課指導主事	山本アサ子	高校教育課指導主事	程内奈緒
高校教育課指導主事	土居光太郎	高校教育課指導主事	谷口誠浩
高校教育課指導主事	武智義尚	高校教育課指導主事	池松知子
高校教育課指導主事	近本優大	高校教育課指導主事	井上雄太
高校教育課指導主事	古田賢司	特別支援教育課指導主事	星川良太

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 2 時 00 分）

（教育長） ただいまから教育委員会 8 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしてさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは始めに、委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第 33 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてにつきましては、今後、主要施策の成果説明書として県議会への提出及び公表を行いたいと考えていることから、議案第 36 号愛媛県文化財保護審議会委員の委嘱について及びその他の協議案件の表彰案件（1 件）につきましては、人事案件であることから、専決処分の承認の損害賠償請求に係る賠償額案に対する意見につきましては、個人情報が含まれることから、審議を非公開としたいと思います、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。

(教育長) 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思います。

配布しております次第の順に議事を進行しますと、公開案件の途中に非公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人及び報道機関の皆様に入退出していただくことになりますので、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 7月臨時会及び7月定例会議事録の承認

(教育長) 7月臨時会及び7月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○無人島体験事業における児童負傷事故に係る損害賠償請求事件について

(教育長) 無人島体験事業における児童負傷事故に係る損害賠償請求事件について、事務局から報告をお願いします。

(社会教育課長) 無人島体験事業における児童負傷事故に係る損害賠償請求事件につきまして、報告いたします。

この訴えは、令和5年度に実施された御五神島・無人島体験事業の参加者である原告が、下船時にけがを負った事故について損害賠償を求めて松山地方裁判所に提訴したもので、被告は、同事業の主催団体の構成員であった愛媛県とNPO法人のほか、船の運航を担った事業者の5名となっております。

主な請求の趣旨は、被告らは連帯して、原告に対し、治療費、慰謝料等の合計349万9,360円を支払えとするものです。

訴状によりますと、請求の原因は、原告が負傷した事故について「事業の主催者である県は、参加者が安全に体験事業を遂行できるよう、管理・監督する義務に違反した」、「事業には県の教職員が参加しており、児童生徒の安全を保護すべき注意義務に違反した」というものです。

この訴えに係る第1回口頭弁論は、令和8年9月1日に行われることになっており、今後、訴訟代理人弁護士と協議の上、適切に対応してまいります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○国登録有形文化財（建造物）の登録について

(教育長) 次に、国登録有形文化財（建造物）の登録について、事務局から報告をお願いします。

(文化財保護課長) 国登録有形文化財（建造物）の登録について、御報告いたします。

令和８年７月17日に開催された国の文化審議会において、文化財保護法に基づき、東温市の坂本家住宅主屋ほか３件を登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申されました。

坂本家住宅は、東温市南方の旧讃岐街道沿いに位置する住宅です。

主屋は、江戸時代末期の建築とされ、敷地内で最も古い建物です。木造平屋建て一部２階建てで、明治時代中期に、入母屋造２階建ての角屋を正面に増築しています。内部土間には松丸太の豪快な梁があり、庭を臨む座敷には床の間を設けるなど、格式の高い造りが特徴です。

新部屋は木造２階建てで、明治時代中期に建てられたとされています。１階を書院風、２階を数寄屋風に設えるなど、華やかな建物です。各階の座敷飾りや欄間などの自在な意匠が大変洗練されています。

離れは木造２階建てで、明治29年頃に建てられたとされています。新部屋同様、座敷飾りに手の込んだ造りとしています。

座敷門は、本瓦葺の薬医門で、格式の高さを感じます。

坂本家住宅は、広大な敷地内に、江戸時代末期から明治時代までの建造物が複雑に一体となつて残る建物として価値が認められたものです。

今後、官報告示をもって登録されますと、県内の国登録有形文化財（建造物）は、197件となります。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(畠山委員) この建物には、今も誰かが住まわれているのでしょうか。

(文化財保護課長) 当主の方が現在も利用されています。

(畠山委員) 住まれているのであれば、梁や欄間など中の造りを見ることは難しいのでしょうか。

(文化財保護課長) 写真撮影は認められていますので、資料として提示することは可能です。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○令和８年度全国学力・学習状況調査の結果概要について

(教育長) 次に、令和８年度全国学力・学習状況調査の結果概要について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 今年度の全国学力・学習状況調査の本県の結果につい

て御報告いたします。

昨年度から国は、本調査の結果公表を大きく3回に分けて実施することとしています。全国の都道府県別データに基づく分析結果については、9月以降に公開される予定です。本日は、これまでに文部科学省から提供されている全国及び本県のデータを基に分析した本県の結果概要を説明いたします。

教科に関する調査については、教科別・問題別の分析を行い、児童生徒質問調査については、本県が重視してきた項目の経年比較及び変化が見られた項目を中心に、分析しています。

資料の「1 調査の概要」を御覧ください。

今年度、4月23日に小学校第6学年、中学校第3学年を対象とし、小学校250校、中学校126校の計376校で実施されました。

「2 教科に関する調査について」を御覧ください。

今年度は小・中学校の国語、算数・数学に加え、中学校英語の調査が実施され、英語は、C B T方式で行われました。

教科別の平均正答率は、全国平均と同程度か、若干下回る結果となりました。

中学校英語の調査結果は、正答数ではなく、「どの程度の難しさの問題に正答できたか」というものさしで学力を推定し、500を基準にした得点で表した「I R Tスコア」によって示されており、令和8年度調査の全国の公立学校における平均スコア499を基準として表示されています。

昨年度、全国平均を2ポイント下回っていた中学校数学は、低位層の割合が減少し、学習状況全体の底上げが図られるとともに、知識及び技能を問う問題で改善が見られ、今年度は全国平均と同程度の結果となりました。

一方で、小・中学校の国語においては、目的に応じて必要な情報を読み取り、関連付けて考えたり、読み取ったことを基に自分の考えを整理したりするなどの読解力については引き続き課題がみられています。また、中学校英語については、公開されている問題の一部で正答率が全国平均と同等かやや上回るなど、前回調査から改善がみられるものの、全体としては引き続き全国平均を下回っており、今後、更に詳細な分析を行い、対策を進める必要があると考えています。

「3 質問調査について」を御覧ください。

小・中学校ともに、「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童生徒の割合は、今年度も全国平均に比べて高い状態を維持しており、引き続き良好な状況が続いています。

これは、現場の先生方が日々の学校生活において、児童生徒の主体性や自己肯定感を育てていることに加え、本県では、これまで「えひめジョブチャレンジU-15事業」として、全ての公立中学校における5日間の職場体験学習や、小学6年生を対象とした「プレジョブチャレ『夢わ

くworkフェスタ』など、キャリア教育の充実に力を入れてきた成果と捉えています。今後も引き続き、児童生徒の学習意欲の喚起やその持続につながるよう、将来の夢や目標を持つことに視点を当てた取組を推進してまいります。

一方、本年3月に策定した第5期愛媛県学力向上推進計画の成果指標の一つである、「授業の内容がよく分かる」と答えた児童生徒の割合については、国語、算数・数学、中学校英語のいずれの教科においても全国平均を下回っているものの、中学校については、昨年度から改善がみられます。特に数学については、前回から6ポイントあまり肯定率が向上し、平均正答率の改善につながったものと考えられます。また、「分かった点やよく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と答えた児童生徒の割合についても、昨年度の調査から改善がみられます。授業改善のポイントやモデルを示す「授業力パワーアップ研究会」等の取組の成果が上がっているものと考えております。

県教育委員会では、第5期愛媛県学力向上推進計画に基づき、子どもたちの「知りたい」を「分かった」「できた」につなぐ子どもの育成を目指した授業づくりを推進するため、今回の全国学力・学習状況調査や県独自の学力調査の結果を専門業者に委託して詳細に分析し、その結果を資料4のような形で各学校にフィードバックすることで、各学校における学習指導の改善・充実を図る取組を、今年度、初めて行います。また、各教科、小・中それぞれ3名の県学習資料作成委員が協力して学習指導案を作成し、代表者が授業を公開する「授業力パワーアップ研究会」を引き続き開催します。

今年度は、今回の調査で明らかとなった課題も踏まえつつ、「①愛媛が目指す『子どもたちが問いを発する授業』『解決に向けて学び合う授業』『思いや考えを確かめ深める授業』の具現化」、「②分かった点やよく分からなかった点を見直し、次の学習につなげる『振り返り』の充実」の2点に焦点を当てて取組を進めます。取組を通じて得られた好事例は、県内全体へ広く発信し、成果の普及を図ってまいります。

また、全ての教科の基礎となる読解力の育成や英語力の向上も、本県における重要な課題と考えています。そのため、児童生徒が教科書やテスト問題などの文章の意味を正しく読み取る力を身に付けることを目指す読解力検定アプリや、生成AIを活用し、コンピュータを相手に英会話練習ができる「フリートーク教材」など、昨年度開発し、E I L Sに搭載した機能の、より一層の活用促進を図るなど、児童生徒の学力向上に向けた取組を推進してまいります。

なお、同意を得た各市町の結果概要については、8月下旬に県のホームページで公表する予定です。

以上で、御報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございま

したら、お願いいたします。

(北須賀委員) 中学校の英語について、全国学力・学習状況調査の近年の英語は、知識の暗記だけではなくて、場面に応じて理解をして、自分で表現する力を重視していると聞いておりますが、例えば、普通の授業など、子どもたちが学習している内容が十分対応できているのかということとは非常に心配なところですよ。その辺りについての対応はどのようなになっているのでしょうか。

(義務教育課長) 今回の全国学力・学習状況調査の問題では、場面に応じた英語の文章が作成できるかどうか、現在、過去、未来といった時制が適切に使われているかどうかというところが問われています。普通の授業においては、子どもと教員や子ども同士との会話を重視して、その時々に応じた内容で子どもが英語を発することができるような場面を多く取り入れているほか、今回開発した英語アプリにおいても、自分の考えたことを、仮に自信がなくてもAIを相手に英語で発してみると、それに対してAIが何らかの回答をくれるので、場面に応じた会話ができるように、アプリの利用を促進していこうと考えているところです。

(北須賀委員) 子どもたちには、将来の進学や社会に出るときに、英語力が極めて重要であると思いますので、今、時代が求めている力を育成できるような授業方針、あるいは学習方針を敏感に捉え、実践していただけだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(山下委員) 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合が高いと記載されていますが、私たちの会社でも、ジョブチャレで3日間、子どもたちを受け入れており、受け入れる企業側に、何のためにこの取組を行っているのかをもう少し明確に伝えられれば、企業側の対応も変わってきて、この数字が更に良くなるのではないかと思います。子どもたちは地域の中で育てるということを前面に打ち出してやると、3日間の子どもの受け入れ方もそれを意識したものになり、更に効果的な取組になるのではないかと思います。

(義務教育課長) ジョブチャレではたくさんの県内企業に受け入れていただいております、学校から企業に事後のアンケート等を取り、実践の振り返りをしているという状況です。ホームページでジョブチャレの情報を発信しているのですが、この事業の目的について、再度、徹底するように進めてまいりたいと思います。

(田坂委員) 中学校の数学について、平均正答率がかなり改善していて、その点は喜ばしいのですが、やはり授業理解度は全国平均と比べると低い状況になっており、この5年間を見ても、全国との差が結構あると思います。この辺りの分析は難しいのですが、私の個人的な見解として、数学はテストの点数にかなり影響を受ける教科だと思います。つまり、テストで点数が低いということで、授業理解度の回答が辛口になってしまう。だから、できれば小テスト等で自信を付けさせる体験という

ものも必要かなと考えています。テストが難しい問題ばかりになってしまくと、子どもたちがなかなか自信を持てないし、授業の内容がよく分かるとは答えにくいのではないかと思いますので、また検討材料としていただければと思います。

(畠山委員) 「将来の夢や目標をもっている生徒」について、今年度の中学校の割合が70.8パーセントとなっていますが、3年前の令和5年度に小学校で83.8パーセントだった子どもたちが、この今の中学生なのではないかと思います。この3年間で約13パーセントの子どもたちが目標を持っていないと答えているというのは、少し考える必要があるかなと思います。令和7年度の中学校の割合も、令和4年度の小学校から約12パーセント減少しており、この辺りは何か原因があると思いますので、調査をしてもらえたらと思います。

(義務教育課長) 御指摘のとおり、同じ児童生徒がその後どう変わってきたのかという見方が、まだまだ分析できていないところがあります。全国学力・学習状況調査となると、その年の小学校第6学年と中学校第3学年の状況だけで留まっているところがありますので、今後の研究材料としてまいりたいと思います。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○公立中学校教諭による損害賠償請求事件の訴えの取下げについて

(教育長) 次に、公立中学校教諭による損害賠償請求事件の訴えの取下げについて、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 本年3月に公立中学校教諭から訴訟提起されておりました損害賠償請求事件について、原告から訴えの取下げがありましたので、報告いたします。

この訴えは、原告が高校入試の受検生の引率で県立高校に赴いた際、被告である当時の校長が原告勤務校の校長に対し、事実と異なる電話連絡をしたことにより、原告が引率業務の交代を命じられ、社会的評価や職務上の信用が低下し精神的苦痛を被ったとして、松山簡易裁判所に提訴していたものです。

この訴えに係る第1回口頭弁論期日の後、事件は松山地方裁判所へ移送され、同裁判所における審理が予定されておりましたが、原告から訴えの取下げの意向があり、本県及び共同被告である元県立学校長もこれに同意しました。

これにより、本年7月21日、本訴訟は終了しました。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審

議に移ります。

(教育長) 次の議案第33号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については非公開のため、議案第34号令和9年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択についてに移ります。

(教育長) ここで、議案説明の事務局職員が交代するため、暫時休憩いたします。

【施設厚生室長、高校教育課財務指導監、社会教育課長、文化財保護課長、義務教育課長、高校教育課魅力化推進監、人権教育課長が退室】

【保健体育課指導主事、高校教育課担当係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事が入室】

(教育長) 再開いたします。

(4) 議 事

議案審議

○議案第34号 令和9年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について

(教育長) 議案第34号令和9年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、令和9年度に使用する県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程の教科書を採択しようとするものです。

本県で採択したい教科書について、御手元の資料により御説明いたします。

「令和9年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について 説明資料」の資料1を御覧ください。今年度の県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程における教科書採択の仕組みを示しております。

6月2日、第1回教科書採択委員会を開催し、発行教科書についての調査研究を開始いたしました。

高等学校では、多くの種類の学科やコースが設置され、また、生徒の進路希望や履修科目の違いにより、多様な教育課程が編成されておりますことから、各校が教科書研究を行い、自校に適した使用希望教科書を選定し、6月5日までに教育委員会へ報告いたしました。

7月9日に第2回教科書採択委員会を開催し、各学校から提出された使用希望教科書について、調査研究資料及び教科書選定基準に基づき、審議、選定し、8月4日、御手元の「教科書についての研究結果報告書」等にとりまとめ、採択委員会委員長から教育長に答申いたしました。

県教育委員会事務局では、この答申を基に、本県で採択したい教科書について取りまとめ、「令和9年度使用教科書目録（県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程用）（案）」を作成しております。本日の教育委員会で、このことについて審議・採決していただいた後、県の教科書目

録を各校へ送付する予定です。次に各校では、この目録の中から令和9年度に使用する教科書を最終決定し、教科書需要票と一覧表を作成して教育委員会事務局へ提出いたします。その後、教育委員会事務局で整理し、9月16日までに、文部科学省へ報告することとなっています。

次に、採択したい教科書の概況について御説明いたします。

説明資料の資料2を御覧ください。

資料2は、平成30年に告示された学習指導要領に基づいて編集された第1部の教科書について、選定した教科書数等を示した表です。第1部の教科書として文部科学省の教科書目録に登載されているのは、国語から福祉まで19教科において、797種類830冊で、そのうち学校からは、526種類543冊の使用希望があり、合計527種類544冊の教科書を選定しました。第1部の全ての種類の教科書に対する選定率は66.1パーセントとなっております。

使用希望教科書より選定教科書の方が、1種類1冊多いのは、理数という教科の「理数探究基礎」の教科書について、学校から使用希望がなかったものの、「1科目1種類の教科書は必ず選定すること」という教科書の選定基準に従って選定したためです。なお、「理数探究基礎」は、理数科で開設されることが多い科目ですが、本県で理数科が設置されている3校は、全てスーパーサイエンスハイスクールの特例により、学校設定教科・科目で代替しておりますので、学校から使用希望は出されませんでした。

次に、資料3は、平成21年に告示された学習指導要領に基づいて編集された第2部の教科書について示しています。文部科学省の目録には、1教科において、2種類2冊の教科書が登載されておりますが、令和9年度に本県の高等学校等において実施する教科・科目の教科書は、全て第1部の教科書が発行されているため、来年度、第2部の教科書を使用予定の学校はなく、選定した教科書はございません。

選定した教科書の科目別の詳細は、資料4及び資料5のとおりです。

なお、選定教科書の冊数及び選定率は、資料6に、また、選定率の推移は資料7にまとめています。

それでは、御手元の県の教科書目録と教科書についての研究結果報告書を御覧ください。研究結果報告書には、教科書検定に合格し、今年度の文部科学省目録に登載されている全ての教科書についての研究結果をまとめています。

まず、記号の説明をいたします。研究結果報告書の3枚目に記号の説明があります。

教科書の記号・番号欄にあります◎は新規に発行される教科書です。

書名欄の記号につきましては、○は、今年度、各学校から使用希望のあった教科書、●は、昨年度の文部科学省目録に登載されているが、本県では採択されていない教科書で、今年度使用希望のあった教科書、☆

は、定時制高校のみから使用希望のあったもの、□は、通信制高校のみから使用希望のあったもの、※は、特別支援学校高等部のみから使用希望のあったものを示しております。

これから、採択したい教科書のある、第1部の教科書について、教科ごとに御説明します。

第1部の国語の教科書には、目録のとおり、現代の国語など、六つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計65冊です。

選定したいずれの教科書も、質・量ともに充実した教材が採録されているほか、例えば、報告書の「論理国語015-901」の教科書のA欄にあるように、実社会で必要な国語の知識や技能を身に付け、現代社会の問題を深く考えることができるよう配慮がなされています。

第1部の地理歴史の教科書には、目録の「地理総合」など六つの科目等の教科書があり、採択したい教科書は合計35冊です。

選定したいずれの教科書も、グローバル化する国際社会を主体的に生きるために必要な資質・能力を育成することができるよう工夫されています。

例えば、報告書にある「地理探究046-901」の教科書では、E欄にあるように、持続可能な日本の国土像を探究できるとともに、世界の諸地域が偏りなく取り上げられ、幅広い学習が可能であり、地理的な見方・考え方を深化することができるよう配慮されています。

第1部の公民の教科書には、目録のとおり、「公共」、「倫理」、「政治・経済」の三つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計19冊です。

選定したいずれの教科書も、古今東西の先哲の思想や、生命、情報、環境などの現代社会の諸課題について、自らの生きる課題と結び付けて考察させることを通して、人間としての在り方生き方についての自覚を育てることができるような内容となっています。

例えば、報告書にある「政経007-901」の教科書は、E欄にあるように、学習内容が詳細に記述されており、資料も豊富です。現代社会の諸課題に関連する様々な問いが設けられており、知識を身に付けるだけではなく、思考力や判断力を養うことができるよう工夫されています。

第1部の数学の教科書には、目録のとおり、「数学Ⅰ」など六つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計67冊です。

選定したいずれの教科書も、中学校との関連を重視し、無理なく高校数学に移行できるよう配慮するとともに、精選された練習問題を解くことで、分かる喜びを味わいながら、生徒が興味・関心を持って意欲的に学習できるよう工夫されています。

第1部の理科の教科書には、目録のとおり、「科学と人間生活」など九つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計60冊です。

選定したいずれの教科書においても、中学校との接続に配慮し、構成及び内容の改善・充実を図るとともに、探究的な活動や発展的な内容も

適宜取り上げたり、最新の科学技術の成果や、日常生活や社会、職業との関連を重視したりするなど、理科に対する興味・関心を高められるよう工夫されています。

例えば、報告書にある「化学061-901」の教科書は、E欄にあるように、日常との関連から化学の有用性を実感させ、探究の流れに沿った実験などを通して、科学的な見方・考え方を働かせて考察する力を育む工夫がなされています。

第1部の保健体育については、目録のとおり、「保健体育」の1科目で、採択したい教科書は2冊です。

選定したいずれの教科書も、学習指導要領に示された内容を踏まえ、基礎・基本に重点を置きながら精選された内容で構成されています。学習内容を一層深めたり、振り返りを促したりするための問いが随所に設けられているほか、各単元の全体像を把握するためのデータ閲覧が可能となる二次元コードが掲載されるなど、保健体育の知識と教養を、生徒が主体的に身に付けることができるよう工夫されています。

第1部の芸術の教科書には、目録のとおり、「音楽Ⅰ」など11の科目の教科書があり、採択したい教科書は合計27冊です。

選定したいずれの教科書も、社会と芸術との関わりを実感させる工夫として、多角的な視点から探究的に学べる教材が豊富に掲載されるとともに、表現活動で役立つ資料や鑑賞活動が充実する写真や図版、映像コンテンツなどがバランスよく配置され、生徒が興味・関心を持って主体的に学習できるよう工夫されています。

第1部の外国語の教科書には、目録のとおり、「英語コミュニケーションⅠ」など六つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計84冊です。

選定したいずれの教科書も、「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」の五つの領域の言語活動や、これらを結び付けた統合的な言語活動を通して、コミュニケーション能力を育成することができるよう工夫されています。

例えば、報告書にある「英語コミュニケーションⅡ015-903」の教科書は、C欄に示されているとおり、言語活動において使用場面を考慮し、目的や場所、状況に応じたコミュニケーションが図れるよう構成されており、言語活動を通して英語力を高めることができるよう配慮されています。

第1部の家庭の教科書には、目録のとおり、「家庭基礎」と「家庭総合」の教科書があり、採択したい教科書は合計14冊です。

選定したいずれの教科書も、生活を主体的に営むために必要な技能を身に付け、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養うことができるよう配慮されています。

第1部の情報の教科書については、目録のとおり、「情報Ⅰ」と「情報

Ⅱ」の教科書があり、採択したい教科書は合計17冊です。

選定したいずれの教科書も、情報と情報技術を活用して問題を発見し、解決する学習を通して、情報社会に主体的に参画する態度を養うことができるよう配慮されています。

第1部の理数の教科書については、目録のとおり、「理数探究基礎」の1科目で、採択したい教科書は1冊です。

選定した教科書は、生徒が、主体的・自立的に探究に取り組むに当たり、どのように取り組めばよいか、各過程について具体例を挙げて示されています。

続いて専門教科について説明します。

農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉の各教科につきまして、採択したい教科書は、目録のとおりで、農業24冊、工業52冊、商業40冊、水産16冊、家庭9冊、情報6冊、福祉6冊となっています。

専門教科の教科書は、内容・程度・分量等が適正であるとともに、それぞれの学科の学習や職業教育に適した教科書となっております。

以上で採択したい教科書の説明を終わります。御手元の県の教科書目録に載せております教科書は、いずれも本県で使用するに相当と考えますので、採択いただきますよう、よろしくお願いします。

(教育長) 事務局からの説明に対して、まず、全体に関する事柄について、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(関委員) 令和9年度使用教科書の選定率は66パーセントとなっており、文部科学省目録に登載の教科書の種類や冊数も関係すると思われるのですが、ここ3年間の状況を見ると、選定率は下がっています。昨年度と比べて、採択した教科書にどのような違いがあるのかを教えてください。

(八木担当係長) 今年度は、主に第2学年で使用する教科書の改訂が行われており、新たな教科書が発行されています。ただし、一部は前回の検定の教科書が残っているので、文部科学省の高等学校用目録に登載された教科書の総数が、第1部と第2部を合わせて、昨年度の737冊から799冊に増加しています。採択可能な教科書が増えたことで、分母が増えたため、選定率が下がっています。

(関委員) 教科書が増えたというところが気になるので、増えた理由について、中身の取り上げ方が違うため種類が増えたのか、その辺りの違いがあれば教えてください。

(八木担当係長) 例えば、研究結果報告書にある教科書番号で言いますと、今回検定を受け改訂された教科書は、3桁の数字ハイフン3桁の数字という形で記載されており、前回検定を受けた教科書は、700番台の数字で記載されておりますが、前回検定を受けた教科書は、2年生や3年生で継続して使う場合もあることから、文部科学省の高等学校用目録に残っていますので、その部分が増加した原因となっています。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。それでは、国語、地理歴史、

公民、数学について、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(田坂委員) 国語について、近年の大学入試等を見ていると、文章だけではなくて、図表やグラフといったテキストを基に思考や判断をするような問題が出題される傾向にあると思います。その辺りについて、教科書はどのように取り扱っているのでしょうか。

(山本指導主事) 大学入学共通テストについては、国語の場合は必履修科目である「現代の国語」と「言語文化」が共通テストの出題範囲になります。特に、必履修科目の「現代の国語」の教材については、学習指導要領の中で、論理的な文章や実用的な文章等に加えて、情報等を活用して適切に判断する力を養うことにつながる、また、科学的、論理的に考えて視野を広げるのに役に立つといった観点で、教材を取り上げることとされています。教科書は、もともと複数のグラフ等が添付されている新聞記事や、白書、報告書等が教材になっているものもあり、論理的な文章を採録するに当たり、関連するデータを示す表やグラフ等を資料として掲載しているものもあります。そのようにして、文書だけではなく様々な資料等を通してテーマや事象への理解を深めていく中で、話す、聞く、書く、読む、それぞれに関係する思考力、判断力、表現力等の育成を目指す形になっています。また、教科書によっては、記事のこういうところを見ると良いとか、グラフの読み取り方であるとか、そういったものについての解説を加えているものもあります。

(北須賀委員) 公民について、「公共」という科目は全員必履修、また、「政治・経済」という科目は、おそらく希望する生徒が履修していると思います。「公共」の科目で習った内容を、「政治・経済」ではどのように、更に発展的に取り扱っているのでしょうか。

(井上指導主事) 「政治・経済」の各教科書においては、「公共」で学習した基礎概念を活用しながら、政治・経済に関する制度や理論を深く学ぶことができるように構成されるなど、「公共」で取り組んだ学習とのつながりや連携を意識しながら学ぶことができるように配慮されています。例えば、「政経183 - 901」の教科書においては、各節の導入部分で「公共」で習ったことがまとめられており、それらを意識しながら、各項目について学習ができるような流れとなっています。そして、項目の最後には、諸課題へのアプローチという形で、「公共」で学んだ思想や哲学を取り上げて、課題の解決について考えるようなページも設けられており、「公共」の学習を「政治・経済」に生かして学ぶことができる形になっています。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。それでは、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、理数について、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(関委員) 芸術について、今回改訂された教科書では、鑑賞の授業において生徒の理解を深めるために、どのような新しい工夫がなされている

か教えてください。

(程内指導主事) 選定した芸術の教科書は、いずれも鑑賞の授業において、生徒が実感を伴って作品の良さを理解できるような工夫がなされています。美術、書道においては、写真や図版の再現性が高くなっており、一部の作品は原寸大で掲載されており、細部を確認しやすい仕様になっています。また、音楽においては、視覚的なアプローチで時代背景を切り口に鑑賞ができるように、生徒の実態に応じて題材が選択できるような工夫がなされています。例えば、美術では絵巻物が、今回最大級の紙面である6ページに渡って大図判で掲載されており、教科書を広げて細部の描き込みまで読み解くことが可能になっています。また、書道においては、紙の加工も鮮明に分かるほど高品質な印刷技術が取り入れられており、今までよりも更に実感を伴って作品の良さを感じ取ることが可能となっています。

(関委員) 特に鑑賞ということについては、興味を持って見るかどうかというところが一番大事になるので、その興味を持たせるような工夫がされているかという点については、いかがでしょうか。

(程内指導主事) 興味を持たせるという意味では、二次元コードの補助教材としても充実しており、例えば美術では、現地に行かないと見られない建造物や映像作品などが、実際に行かなくても360度の鑑賞ができるようなものが取り上げられています。

また、現代アーティストの作品も、最近のものが取り上げられていますので、生徒が興味・関心を持てるような作品や参考となるものが取り上げられています。

(田坂委員) 外国語について、グローバル人材の育成という視点では、異文化理解という観点で学習することも大事なと思います。そのような題材というものは位置付けられているのでしょうか。

(土居指導主事) グローバル人材の育成という観点からの題材の選出について、どの教科書においても、文部科学省の学習指導要領に基づいて、SDGsや異文化間のコミュニケーション、科学倫理、リーダーシップといったテーマを、具体的なストーリーを通して学べるよう構成されています。例えば、日常的に飲まれるコーヒーの裏にある、途上国の生産者の労働環境について述べられていたり、最先端テクノロジーの発展に伴う命の選択であったりといった倫理的な問いを投げかける題材などがあり、生徒にグローバル社会の一員としての当事者意識や、批判的思考力を養わせるような工夫が凝らされています。

(関委員) 情報について、今回、「情報Ⅱ」の教科書が改訂されていますが、「情報Ⅰ」と「情報Ⅱ」にどのような違いがあるのか、特に、「情報Ⅱ」について、どのような特徴的な内容があり、今回はどのような改訂が行われたのでしょうか。

(古田指導主事) 「情報Ⅱ」では、主に「情報Ⅰ」で学習した内容を、

更に発展させたものが取り扱われています。例えば、「情報Ⅰ」で情報デザインについて学習したものを、「情報Ⅱ」では更にコンテンツの制作について学習し、「情報Ⅰ」でデータの分析について学習したものを、「情報Ⅱ」ではビッグデータや機械学習について学習し、また、プログラミングに関しても「情報Ⅱ」においてはシステム開発について学習するなど、実社会に近い形での学びを取り扱っています。

また、今回改訂された「情報Ⅱ」の教科書では、A I を構成する機械学習や深層学習など、技術的な仕組みの部分や、A I が発展することによって起こる社会の変化、また、A I が嘘をつくこともあるというハルシネーションといった、新たな問題点についても取り上げられるようになっています。また、「情報Ⅱ」では、身近な例や様々な課題解決学習の事例が紹介されており、そういったものを踏まえて、主体的に対応する能力や態度を養うために、深い学習の内容が付け加えられています。

(関委員) 参考のために聞きたいのですが、生成A I の問題というものは、今、大変話題になっており、今回の熊本の地震でも偽情報が出されたと言われています。生成A I を使うことについて、そのルールというか、モラルというか、その辺りについて今回の改訂でどのような捉え方をしているのか教えてください。

(古田指導主事) 今回の改訂された「情報Ⅱ」の教科書、あるいは昨年度の改定がありました「情報Ⅰ」の教科書等では、例えば画像生成A I によって作成された画像の著作権に関して、それが果たして適切かどうか議論させるような内容が課題探究のテーマとして挙げられています。また、先ほど説明させていただきましたハルシネーションのように、A I 自身が嘘をつくといったこと、また、フェイクニュースと言われるようなA I を用いた偽の情報、その情報が発信されるといったことに関して注意喚起を促す内容も、複数の教科書で取り上げられています。

(畠山委員) 保健体育について、採択された教科書が2冊しかなく、高校に関しては1社のみとなっているのですが、これは採択された教科書に特徴的な内容があつての結果なののでしょうか、それとも偶然なののでしょうか。

(上田指導主事) 高校に関しては、各学校が何を目標に生徒の伸長を求めるのかというところで、それぞれに合った教科書を選定しています。その結果、この1社の教科書が目的に応じて採択されています。

(畠山委員) 何か、これという特徴的なものはないのでしょうか。

(上田指導主事) 特徴的なものとしては、図表やグラフなど視覚的な要素があるものと、文章である程度示すところに大きな違いがあるのではないかと思います。

(教育長) 教科書の採択は学校が希望したものを採択しているのですか。

(上田指導主事) そのようになっています。

(教育長) 文部科学省の教科書目録には何種類くらいあるのですか。

(上田指導主事) 特別支援学校も含めて、改訂版は4種類となっています。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。それでは、専門教科に関する各教科、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉について、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(山下委員) 農業について、スマート農業がとても話題になっていて、高度な農業機械の操作などは非常に大切だと思うのですが、持続可能な日本の農業のあり方について、例えば、データを取って、それを分析して使いこなすといった内容も、今回の教科書には盛り込まれているのでしょうか。

(森担当係長) 農業の中でも、「農業機械」という教科書があり、最新の農業機械の種類や特徴を分かりやすく学習できるように配慮されています。例えば、収穫を自動で行う農業用ロボットや、GPSを使って真っすぐ正確に走行できるトラクターの運転アシストシステムなど、次世代のスマート農業につながる技術が取り扱われており、農業機械の高度化や実用化について学ぶことで、これからの農業を支える先端技術への理解が深まるように配慮されています。また、データを活用した栽培管理や共同利用の仕組みなどが広がることで、地域農業の効率化や持続性が高まり、若い担い手が先端技術を活用できるといった内容も、その中に含まれています。

(北須賀委員) 商業について、現在、DX推進が急速に進んでいるところですが、商業の教科書では、企業のDX推進ということについて、どのように取り扱っているのでしょうか。もう一つ、商業だけではないのですが、この結果報告書を見ると、二次元コードが付けられているという記載が至る所に見られます。授業の中での二次元コードの読み取りは、子どもたちにスマートフォンを使わせているのでしょうか。その辺りの二次元コードの活用の仕方が分かれば教えてください。

(谷口指導主事) 商業における企業のDX推進の取り扱い状況について、「マーケティング」の教科書では、東京駅構内にある駅ナカ商業施設の事例について取り扱っています。例えば、施設内の天井にAIを搭載したカメラを設置し、混雑データを取得・分析して混雑状況をリアルタイムで可視化するシステムを導入しています。専用アプリや構内に設置されたデジタルサイネージに、店舗ごとの状況を表示することで、顧客は店舗に行かずとも混雑状況を知ることができるようになったという事例を、写真等を用いて提示することで、DXの実情を教科書の中で分かりやすく説明しています。また、二次元コードの活用については、教員の指導の下、生徒が自分のスマートフォンで二次元コードを読み取って、動画を見たり、資料を確認したりするといった使い方をしています。

(八木担当係長) 補足になりますが、生徒は1人1台端末を持っており、その端末にもカメラ機能がありますので、多くの学校で、1人1台端末

でも二次元コードを読み取って、活用しています。

(教育長) ほかに御質問はございませんでしょうか。全体を通して、また、個別の教科に関してでもかまいませんが、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(関委員) 本県においても、地域の産業を支える人材育成ということが、一つの大きなテーマになっていると思うのですが、工業の選定教科書の中で、地域産業を担う技術者の育成というポイントについて、特に、今回の教科書で取り扱われている特徴的な内容や、教科書の中で示されている配慮があれば教えてください。

(武智指導主事) 全ての工業高校生が1年生で履修する「工業技術基礎」の教科書の中で、機械や電気、電子、情報、建築など幅広い分野について基礎的な知識や技術を実践的に学ぶようになっております。さらに、身近な地域産業について調査する活動を促すようなコラム、探究活動が取り入れられています。それらの参加活動を通して、地域産業への理解を深めるとともに、将来の地域産業を支える技術者の育成につながる内容となっています。

(教育長) ほかに御質問はございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、採決に移ります。議案第34号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全委員) 全員挙手。

(教育長) 全員挙手でございますので、議案第34号令和9年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択については、原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第35号 令和9年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択について

(教育長) 議案第35号令和9年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択について、事務局から説明をお願いします。

(特別支援教育課長) 本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、令和9年度に使用する愛媛県県立特別支援学校高等部の教科書を採択しようとするものです。

特別支援学校高等部では、普通科及び障がいの特性等を考慮した専門教育を行う学科を設置しており、それぞれ生徒の障がいの程度や発達の段階等を踏まえて教育課程を編成しております。

先程の県立高等学校及び中等教育学校後期課程と同様、各学校から提出された使用希望教科書を、教科書採択委員会において審議・選定し、取りまとめられた報告書をもとに、慎重に検討しました。その結果、次の教科書を採択したいと存じます。

御手元の資料、別添1「令和9年度使用 県立特別支援学校高等部の教科書の採択について 説明資料」をお開きください。

まず、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書につきましては、特別支援学校で履修する教科・科目を勘案し、選定した教科書は157種類160冊です。

このうち、新規に選定したものは71冊で、説明資料には●で示しております。また、特別支援学校のみで使用するものは、※を付しており、19冊となっております。特別支援学校のみで使用する教科書は、基礎的・基本的事項の学習を重視し、丁寧な記述で、図や写真等を豊富に取り入れ、分かりやすくまとめられており、生徒の興味や関心を喚起し、基礎から応用へと幅広く学習できるよう工夫が施されております。

詳細は、別添3教科書目録の別表1に示すとおりです。

次に、学校教育法附則第9条の規定による教科書についてですが、別添1説明資料の資料2を御覧ください。視覚障がい者用100冊、聴覚障がい者用9冊、知的障がい者用61冊の合計170冊を選定しております。

これらは、検定済教科書を原典とする点字・拡大教科書、保健医療などの職業学科で使用する教科書、知的障がいのある生徒の教科指導を行うための下学年の教科書や一般図書であり、各学校からの使用希望を踏まえて調査・研究を行いました。その結果は、別添2の報告書に記載しているとおりで、全て生徒の障がいの状態等に応じた指導に適したものです。

詳細は、別添3教科書目録の別表2に示すとおりです。

以上の内容を取りまとめ、別添3「令和9年度使用教科書目録 県立特別支援学校高等部用」として示しております。いずれも本県で使用する事が適当と考えますので、採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(教育長) 事務局からの説明に対して、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にないようですので、それでは、採決に移ります。議案第35号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全委員) 全員挙手。

(教育長) 全員挙手でございますので、議案第35号令和9年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択については、原案のとおり可決決定いたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に移りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

【傍聴人及び報道機関が退室】

(教育長) ここで、事務局職員交代のため、暫時休憩します。

【保健体育課指導主事、高校教育課担当係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事が退室】

【施設厚生室長、高校教育課財務指導監、社会教育課長、文化財保護課長、義務教育課長、高校教育課魅力化推進監、人権教育課長が入室】

(教育長) 再開する旨宣する。

○議案第33号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(教育長) 議案説明を求める。

(教育総務課長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき実施する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、「主要施策の成果説明書」を報告書として議会に提出するとともに、公表する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第36号 愛媛県文化財保護審議会委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(文化財保護課長) 愛媛県文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、愛媛県文化財保護条例第7条第1項の規定により、委員を委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、専決処分の承認に移る旨宣する。

専決処分の承認

○損害賠償請求に係る賠償額案に対する意見について

(教育長) 説明を求める。

(特別支援教育課長) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から、当該損害賠償額に対する意見を求められたことから、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分した旨、同規則第4条の規定により報告し、承認を求める。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 承認する旨宣する。

(教育長) 専決処分の承認を終了し、その他の協議に移る旨宣する。

(5) その他

○令和8年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(社会教育課長) 令和8年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰について被表彰候補団体(2団体)の推薦に

について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり了承する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後 3 時43分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会 8 月定例会を閉会いたします。